

2019年11月15日

関西電力株式会社が設置した第三者委員会
委員長 但木 敬一 様

第三者委員会報告書格付け委員会
委員長 久保利 英明



調査に当たっての申入れ事項

関西電力株式会社（以下「関電」といいます）が2019年10月9日に設置した第三者委員会（以下「貴委員会」といいます）は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠して設置、運営されるとの開示に接しております^[1]。

当委員会は、貴委員会が作成する調査報告書を格付け対象とすることを、既に決めております。

つきましては、貴委員会が調査を進めるに当たり、以下の諸点にくれぐれもご留意いただきたく、予め申し入れますので、よろしくご対応のほどお願い申し上げます。

1. 昭和50年代からの関電と元助役との関係性についてしっかりと調査し、関電が高浜原発の地元対策として、元助役をどれだけ利用していたか、元助役が付帯する暴力性も認識したうえでどのように利用していたか、について十分に調査されたい。
2. 元助役から贈答品をもらったことは関電の原発関連工事の発注の適正性には影響していない、とする昨年の調査委員会の見解について、改めて精査し、説得力のある事実認定をされたい。
3. 関電が原発関連工事の発注代金として支払った資金が、元助役を経由して関電の役職員に還流しているのではないか、原発マネーが還流したのではないか、というマスメディアの合理的な疑義について、深度ある調査を行い、説得力のある事実認定をされたい。
4. 関電の監査役会が本件を知りながら取締役会に報告しなかったというコーポレート・ガバナンス上の重大な問題^[2]について、どのような理由から取締役会に報告しないかといふと判断したのかについて、各監査役に対してヒアリングした状況（質問及び回答）を調査報告書に詳記し、この問題の真因をしっかりと解明されたい。また、当該監査役会の社外

¹ https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2019/1009_2j.html

² この問題については、公益社団法人日本監査役協会も本年10月25日に会長声明を発売している。<http://www.kansa.or.jp/news/information/post-479.html>

監査役が、どのような選任プロセスを経て社外監査役に選任されたかについても調査されたい。

5. 会長と社長が贈答品を受領した本件の当事者であったにもかかわらず、社外の独立した第三者に調査を委嘱することをせず、コンプライアンス委員会の社外委員 3 名（いずれも弁護士）及び社内委員 3 名（人事担当役員、コンプラ担当役員、経営企画担当役員）による調査委員会を組成し、その調査委員会が作成した報告書を取締役会に報告しなかったという昨年の経緯について、現時点では関電も誤った判断であったと認めるものと思われるところ、このような誤った判断を惹き起こした経緯について十分な調査を実施し、6名の委員に対してヒアリングした状況（質問及び回答）も含めて、この問題の真因を解明されたい。
6. 本件についての徹底した調査が貴委員会の権限や能力等に余るようであれば、検察による捜査に切り替えることも重要な選択肢と思われるところ、そのような措置を貴委員会としては視野に入れて対応される用意があるかどうか、貴委員会として検討し、その検討結果についても調査報告書に記載されたい。

以上